

○小牧市保育所施設整備費補助金交付要綱

平成30年5月8日
30小保育第174号

(通則)

第1条 小牧市保育所施設整備費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、市費補助金等の予算執行に関する規則(昭和34年小牧市規則第3号。以下「規則」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)の施設の整備に必要な経費の一部を補助することにより、保育の需要に対する環境の充実を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市が公募し、選定した保育所を設置し、及び運営しようとする者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に行われる保育所の施設整備事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及びその内容は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表に定める補助対象経費毎に4分の3を乗じて得た額を合算した額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、基準額(保育所等整備交付金の交付について(平成30年5月8日付け厚生労働省発号0508第1号厚生労働事務次官通知)別紙保育所等整備交付金交付要綱別表2—2に規定する額をいう。)を上限度とする。

3 市は、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに、規則第4条に規定する書類を市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第3号の書類は、施設の整備に係る見積書等経費の内訳がわかるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、申請の取下げをしようとする場合は、規則第7条の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更等)

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助事業計画変更等承認申請書(様式第1)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第5条から第7条までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第7条中「補助金等交付決定通知書(様式第2)」とあるのは、「補助金変更等交付決定通知書」と読み替えるものとする。

3 前項後段の規定により読み替えて適用する補助金変更等交付決定通知書は、様式第2によるものとする。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第12条に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 保育所の施設整備に係る契約書の写し
- (3) 補助事業の内容がわかる報告書
- (4) 領収書の写し又は支払証拠書類

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、規則第13条の通知を受けた日から起算して20日以内に補助金交付請求書(様式第3。以下「請求書」という。)を提出するものとする。ただし、最終請求日は、補助事業を実施した年度の翌年度の4月30日とする。

2 市は、補助金の額の10分の4を上限として、概算払をすることができる。

- 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金交付決定通知書を受け取った日から起算して20日以内に補助金(概算払)交付請求書(様式第4。以下「概算払請求書」という。)を提出するものとする。
- 4 補助金は、請求書又は概算払請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。
(補助金の精算)

第11条 概算払を受けた者は、補助金の額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。
(財産の処分制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得等財産」という。)を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する当該取得等財産に係る耐用年数を経過した後は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行し、平成30年度以後の年度分の予算に係る補助金について適用する。

附 則(令和元年31小保育第762号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年2小保育第1481号)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額の軽減実施要綱、小牧市一時保育事業実施要綱、小牧市小規模保育事業施設整備費補助金交付要綱、小牧市幼保連携型認定こども園施設整備費補助金交付要綱、小牧市障がい児保育事業実施要綱、小牧市私立幼稚園運営費等補助金交付要綱、小牧市保育所施設整備費補助金交付要綱、小牧市保育所等事故防止推進事業費補助金交付要綱、小牧市市立幼稚園預かり保育事業実施要綱及び小牧市保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額の軽減実施要綱、小牧市一時保育事業実施要綱、小牧市小規模保育事業施設整備費補助金交付要綱、小牧市幼保連携型認定こども園施設整備費補助金交付要綱、小牧市障がい児保育事業実施要綱、小牧市私立幼稚園運営費等補助金交付要綱、小牧市保育所施設整備費補助金交付要綱、小牧市保育所等事故防止推進事業費補助金交付要綱、小牧市市立幼稚園預かり保育事業実施要綱及び小牧市保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表(第5条関係)

補助対象経費	内容
本体工事費	保育所の建設工事に必要な費用
特殊付帯工事費	保育所とする建物に一体的に付加する設備(次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊付帯工事の取扱いについて(平成20年6月12日付け雇児発第0612004号厚生労働省雇用等・児童家庭局長通知)別紙2(1)ウ(エ)その他に規定する資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの)の設置に必要な費用
設計料	保育所の設計に必要な費用
開設準備費	保育所の開設の準備に必要な備品購入費等の費用

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) この要綱以外に公的な助成金又は公的融資を受ける場合におけるこれらの対象となる経費
- (3) その他市長が保育所の施設整備として適当でないとした経費

様式第1(第8条関係)

様式第1(第8条関係)

補助事業計画変更等承認申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

補助事業者住所(所在)

氏名(名称)

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について計画を(変更・中止・廃止)したいので、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更後の補助金申請額 金 円
- 3 計画変更等の理由
- 4 計画変更の内容

※計画変更の内容は、変更前と変更後の内容が対比できるように作成し、事業内容、予算書その他の変更を明らかにする資料を添付すること。

備考1 この様式中必要としない事項を省略し、又は必要に応じて修正することができる。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第2(第8条関係)

様式第2(第8条関係)

補助金変更等交付決定通知書		
	第	号
	年	日
	月	
様		
	小牧市長	印
年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、次のとおり変更したので、市費補助金等の予算執行に関する規則第7条の規定により通知します。		
1	補助事業の名称	
2	変更後の補助金の額	金 円
3	計画変更の内容	
4	条件	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第3(第10条関係)

様式第3 (第10条関係)

補助金交付請求書	
年 月 日	
(宛先) 小牧市長	
補助事業者住所(所在) 氏名(名称)	
年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。	
1 請求金額	金 円
2 振込先	
(1) 金融機関名	_____
(2) 科目	普通・当座
(3) 口座番号	_____
(フリガナ)	
(4) 口座名義人	_____

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第4(第10条関係)

様式第4 (第10条関係)

補助金（概算払）交付請求書	
年 月 日	
(宛先) 小牧市長	
補助事業者住所（所在） 氏名（名称）	
年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた補助金について、次のとおり請求します。	
1 請求金額	金 円
2 振込先	
(1) 金融機関名	_____
(2) 科目	普通・当座
(3) 口座番号	_____
(フリガナ)	
(4) 口座名義人	_____
3 前金払を必要とする理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。